

# 高良内福祉会の報酬等に関する規定

## 第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人高良内福祉会の役員報酬等について定めるものである。

## 第2条（定義）

この規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員（評議員選任解任委員）をいう。

## 第3条（理事会及び評議員会の出席）

役員（理事長を除く）理事、監事が理事会に出席した時及び評議員が評議員会に出席した時は、別表1、2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、理事会並びに評議員会が同日付けで開催される場合については、実費弁償費は重複し支払わないものとする。

## 第4条（理事長の報酬）

- 1 理事長の報酬は、別表3に定める月次報酬とする。
- 2 報酬の支払い方法及び支給日は、法人職員の支給方法及び支給日に準ずる。

## 第5条（理事、監事及び評議員の報酬）

- 1 理事（理事長を除く）、監事が理事会以外で法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

## 第6条（適用除外）

施設の職員を兼務する役員及び職員は、この規程を適用しない。

## 第7条（改正）

本規定を改正する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

## 附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

区 分	報酬額
理 事	1 回 5,000 円
監 事	1 回 5,000 円
評議員（選任、解任委員含む）	1 回 5,000 円

別表 2

区 分	費用弁償額
理 事	1 回 2,000 円
監 事	1 回 2,000 円
評議員（選任、解任委員含む）	1 回 2,000 円

別表 3

区 分	報酬額
理事長	月額 250,000 円

賞与は支給しない

別表 4

区 分	報 酬	実費弁償費
理 事	10,000 円	2,000 円
監 事	10,000 円	2,000 円
評議員	10,000 円	2,000 円